

# 地域福祉活動の担い手

## 民生委員・児童委員を「ご存じ」ですか

「民生委員・児童委員」は、常に住民のみなさんの立場に立って相談に応じ、必要な支援を行う地域福祉活動の担い手です。

また、民生委員・児童委員の中には子どもに関する相談支援を専門に行う「主任児童委員」もいます。

現在、町では54人の民生委員・児童委員の方が活動されています。

### 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法

に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。無報酬でボランティアとして活動し、任期は3年です。

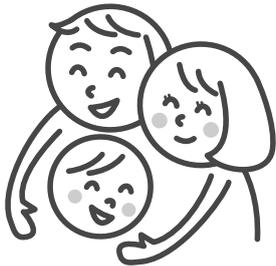
また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員は、

ご自身も地域住民の一人として、それぞれが担当する区域で、住民のみなさんの生活上の様々な相談に応じ、町をはじめ適切な支援やサービスの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、

高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

なお、民生委員・児童委員の中には、厚生労働大臣から指名された3人の「主任児童委員」がいます。主任児童委員は、子どもに関する支援を専門に担当し、子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。



### 民生委員・児童委員の7つのはたらき

民生委員・児童委員は、

地域福祉活動の担い手として、住民のみなさんの相談に応じ、その生活課題の解決にあたり、地域の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。

こうした民生委員・児童委員の活動には、次の7つのはたらきがあります。

#### ① 社会調査

担当区域内の住民の実態や福祉に対する要望を日常的に把握します。

#### ② 相談

地域住民が抱える課題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

#### ③ 情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や

情報を住民に的確に提供します。

#### ④ 連絡通報

住民がそれぞれの要望に応じた福祉サービスが得られるよう、町や行政機関等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たします。

#### ⑤ 調整

住民の福祉に対する要望に対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。

#### ⑥ 生活支援

住民が求める生活支援活動を行い、また支援体制をつくっていきます。

#### ⑦ 意見提起

活動を通じて得た問題点や改善策を取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して、関係機関等に意見を提起します。

### お年寄相談窓口

高齢者の福祉に関することで、生活や介護に対する不安、経済的なお悩みなどをお持ちの方へ電話による相談を行っています。

秘密は守られますので、お気軽にお電話ください。

●お年寄相談窓口 ☎84-2338

受付 月曜～金曜日 午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除く。

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257

### ◆問い合わせ

福祉課社会福祉班  
☎(84) 1257

※民生委員・児童委員は、それぞれ担当する地域があります。お住まいの地域の担当民生委員・児童委員がわからないときは、福祉課へお問い合わせください。